

議事日程第1号

令和4年第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和4年6月10日（金）午前10時開議

開会の場所

錦江町議会議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

- 1) 事務報告
- 2) 令和3年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告
- 3) 監査の結果報告
- 4) 陳情の受理及び付託報告

日程第4 行政報告

- 1) 町長行政一般の事務報告

日程第5 承認第 3号 専決処分した事件の承認について

(令和3年度錦江町一般会計補正予算(第10号))

(町長提出)

日程第6 承認第 4号 専決処分した事件の承認について

(錦江町税条例等の一部を改正する条例)

(同上)

日程第7 議案第27号 令和4年度錦江町一般会計補正予算(第1号)について

(同上)

日程第8 議案第28号 錦江町税条例の一部を改正する条例について

(同上)

日程第9 議案第29号 錦江町手数料条例の一部を改正する条例について

(同上)

日程第10 議案第30号 南大隅衛生管理組規約の一部変更について

(同上)

散 会

令和4年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和4年6月10日
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名			
町 長	新田 敏 朗		
副町長	有村 智 明		
教育長	畑中 清 和		
総務課長	坪内 裕二郎	住民生活課長	川路 洋 志
未来づくり課長	中島 裕 二	観光交流課	木下 勝 幸
政策企画課長	高崎 満 広	産業建設課長	荒木 義 文
介護福祉課長	笹貫 新一郎	教育課長	菖蒲 洋 二
健康保険課長	猪鹿倉 勝志	<small>政策企画課 病院再整備対策監</small>	内木場 博之
住民税務課長	落 司 毅	総務課財政管係長	今 村 学
建設課長	宮 園 守	総務課総務係長	山 王 洋 介
<small>産業振興課長兼 農業委員会事務局長</small>	池之上 和 隆		
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

令和4年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和4年6月10日（金）午前10時00分
錦江町議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	<p>ただいまから令和4年第2回錦江町議会定例会を開会します。</p> <p>ここで、欠席届につきまして、鳥越会計管理者兼会計課長から本会議欠席の届けがありました。報告いたします。</p> <p>これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。</p>
	日程第1 会議録署名議員の指名
○笹原議長	<p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、12番、落司君、1番、久保君を指名します。</p>
	日程第2 会期決定の件
○笹原議長	<p>日程第2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。本定例会の会期は本日から6月22日までの13日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。</p>
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	<p>異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月22日までの13日間に決定しました。</p>
	日程第3 諸般の報告
○笹原議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。閉会中における事務の概要は、お手元に配りました報告書のとおりであります。</p> <p>次に、令和3年度錦江町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告が提出されましたので、お手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、監査委員から令和4年3月23日、4月22日、5月23日実施の例月出納検査の結果報告書が提出されましたので、写しをお手元に配っております。ご了承願います。</p> <p>次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので報告します。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p>
	日程第4 行政報告
○笹原議長	<p>日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申出がありました。これを許します。新田町長。</p>
	(新田町長 登壇)

○新田町長

おはようございます。6月議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

2月21日以降、主な活動につきまして、ご報告申し上げます。

3月2日、令和4年度に自衛隊に入隊される町内の5名の方々の壮行会を開催いたしました。国を守るという大きな任務に就かれる皆様に多くの学びの中から洗練された人間として成長していただくよう、激励の言葉をお送りいたしました。

3月3日、第6回『MIRAI』想像・創造コンテストの表彰式がありました。今年度のテーマは、「あなたの未来に向けて挑戦したいこと」でしたけれども100名を超える応募者の中から、少しでもプログラミングを利用して、おじいちゃん、おばあちゃんの畑仕事を楽にしたいなど、3点がMIRAI協議会から優秀提案として政策提言いただいたところです。

3月24日、町内の小学校の卒業式が行われ、私は3名の児童が卒業する宿利原小学校でお祝いの言葉を送りました。全校児童10名の小さな小学校でしたが、お別れの言葉や合唱など心のこもった温かい雰囲気での卒業式でした。

3月3日は、第13回全日本春季軟式野球大会で優勝した育英館中学校主将で本町出身の山中琉空さん。第15回春季全日本小学校男子ソフトボール大会でベスト16に進出した大根占、池田ソフトボールスポーツ少年団の皆さんが表敬訪問をしてくれました。全国の舞台上で活躍する本町の子どもたちをますます頼もしく思いました。

4月1日、令和4年度の辞令交付式と年度初め式を行いました。新規採用職員5名と未来づくり専門員2名が新たに加わり、共に果敢にチャレンジする町政を目指していきたくと訓示いたしました。

4月20日、肝付町での大隅地域成年後見センターの開所式に出席いたしました。肝属郡4町と大崎町を加えた5町が肝付町社会福祉協議会に成年後見制度の手続きを共同委託する事業で、様々な社会課題が多くなる中、広域共同で事務を行うことは非常に大切なことだと思っております。

4月24日、東京都内で開催されました第37回関東鹿児島県人会連合会大会に出席し、ふるさと納税でお世話になっている方々へのご挨拶や特産品のPRを行いました。

4月25日、肝属郡医師会立病院再整備に伴う財政支援について、森山代議士、総務省等を訪問し、陳情いたしました。

4月29日、鹿屋市で開催された鹿屋青年会議所主催の「大隅の魅力と課題を語らNIGHT」に参加しました。2市4町の地域おこし協力隊やそのOBの皆さんが、移住者目線で見たと大隅地域への助言として、事業に関するス

	<p>ピード感や都会の模倣でない資源の活かし方というような意見が印象的でした。</p> <p>5月3日、森山代議士にご来町いただき、安水公民館でサツマイモ農家さんと、岩崎公民館で畜産、養豚、養鶏農家さんと意見交換をいたしました。農家の皆さんから代議士に直接、基腐病対策や最近の肥料、飼料高騰に対するご意見を伝えていただきました。</p> <p>5月11日は、就労期間の短期的な担い手を派遣する特定地域づくり事業協同組合を来年度に立ち上げるため、派遣を希望する町内事業者向けの説明会を開催いたしました。町内各地で人口減、担い手不足が喫緊の課題であることから、担い手発掘から派遣先とのマッチングを行うこの制度の説明会でしたが、20社を超える事業者の皆さんがご参加いただきました。</p> <p>5月15日、4年ぶりとなりました第14回鹿児島県照葉樹の森サイクルジャンボリーに県内外から113名のサイクルリストに参加いただき、田代花瀬大橋から照葉樹の森ビジターセンターまでの11kmでレースが展開されました。主催する県自転車競技連盟の皆さんが徹底したコロナウイルス感染対策をとっていただき、無事に大会が開催されたことは、今後のイベントの在り方にも参考になるものでした。</p> <p>5月16日、鹿屋市の肝属中央家畜市場で開催された第12回全国和牛能力共進会肝属地区第一次予選会に出席いたしました。農家の皆さんは、餌やり運動など大変なご苦労もあろうかと思いますが、7月に開催される2次予選会へ町内4つの農家さんの出品牛が進むことになりました。</p> <p>5月28日、2年前から進めてきました大橋児童公園のツリーハウス最終ワークショップに参加しました。5名の子どもたちが自分で提案し、制作したツリーハウスに看板を設置したり、クラウドファンディングで寄附をいただいた方々へのお礼の手紙を書いたりしていました。小さい頃からこのような体験を大事にしていきたいと思います。</p> <p>同じく28日は鹿児島市内から島津斉彬公の歴史探訪ツアーと古江港発着の南九フェリーを利用したツアー2組に花瀬公園までお越しいただきましたので、うんめもの会のお弁当をご賞味いただきながら、町のPRをさせていただきました。</p> <p>以上、主な活動経過についてご報告させていただきました。これで行政報告を終わります。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これで行政報告は終わりました。

	日程第 5 承認第 3 号
○笹原議長	日程第 5、承認第 3 号、専決処分した事件の承認について、令和 3 年度錦江町一般会計補正予算（第 10 号）を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	承認第 3 号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 令和 3 年度錦江町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、補正総額 1 億 3,908 万 6 千円の増額で、累計は 72 億 5 千飛び 76 万 8 千円となりました。 主な内容につきましては、歳出は、ふるさと納税基金の元金積立金を 2,484 万 7 千円。森林環境譲与税基金を 705 万 3 千円それぞれ増額するとともに、ふるさと納税事業に係る手数料を 773 万 4 千円減額したものでございます。 また、あわせて余剰財源で、肝属郡医師会立病院再整備基金に 1 億 2,520 万円の積立てを行うとともに、新型コロナウイルス対策費に係る事業及び町債充当事業等の財源区分変更を行いました。 歳入につきましては、地方交付税を 1 億 945 万 8 千円、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を 700 万 6 千円それぞれ増額するとともに、基金及び町債充当事業の完了に伴う調整を行い、合併振興基金繰入金を 665 万 3 千円、ふるさと納税基金繰入金を 558 万 1 千円、並びに町債を 760 万円それぞれ減額したものでございます。 ご承認くださいますよう、よろしくお願いたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 2 款地方譲与税から 21 款町債までと、歳出 2 款総務費から 10 款教育費まで、第 2 表、繰越明許費補正及び第 3 表地方債補正を一括して質疑を行います。 質疑ありませんか。
○5 番 浪瀬議員	はい。
	5 番、浪瀬君。
○5 番 浪瀬議員	ここで聞けるのかわかりませんが 3 年度の補正ということですが、これも今話題になっている医師会病院のことでよろしいですか。 積立てをされてるんですが土地のことなんですけど、土地は大体、町が思っている金額はどのくらいなのか。その辺はわかりますか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	私どもも金額としましては、想定はしておりますが、これも評価等を踏ま

	えた上でしておりますが、まだ正式交渉にですね入っておりませんので、もうしばらく交渉に今週末、来週早々からですね入る予定にしておりますので、その後経緯を見ながらですね、適正な価格での購入に努めてまいりたいと思いますので、この場での公言はちょっと控えさせていただきたいというふうに思います。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	はい、5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	また後もってお示しがあるかと思うんですが、土地代はですね、この基金からは出さないという方向ですかね。それと、土地開発基金もあるわけですが、そちらのほうはなかなか使っていない状況ですので、土地開発基金をですね、使われるのか、考え方として教えてください。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。今、浪瀬議員おっしゃったように、長く土地開発基金での運用というのがございません。私どもの想定としましては、土地開発基金活用して、土地の購入ということを考えております。以上です。
○5番 浪瀬議員	はい。オッケー。
○笹原議長	ほかにごございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから承認第3号、専決処分した事件の承認について令和3年度錦江町一般会計補正予算(第10号)を採決します。お諮りします。承認第3号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について令和3年度錦江町一般会計補正予算(第10号)は、承認することに決定しました。
	日程第6 承認第4号
○笹原議長	日程第6、承認第4号、専決処分した事件の承認について、錦江町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長登壇)

○新田町長	承認第4号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。 錦江町税条例等の一部を改正する条例につきましては、令和4年度税制改正大綱による地方税等の改正に伴い、個人住民税においては、住宅借入金等特別税額控除の延長、また、固定資産税においては、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とするなどの改正が行われたことから、必要な改正と合わせ、条項ずれ及び文言等の修正を行ったものでございます。 ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	この条例については、提案理由の中に4年度に限り商業地に係る課税標準額を5%から2.5%にするんだというようなこととございますけれども、そうした場合、固定資産税が大いに減額するというような懸念もあるわけですが、その辺の補填というのは、町税なのでどうかわかりませんが、国なり県なりあるいはその補填というのが考えられるのでしょうか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	今、川越議員のご質問のあった点ですけれども、これについてはですね税制大綱の中で今回、減額になったというのはコロナ対策の関係もございませぬ。先ほど専決、承認第3号でご承認いただきました、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、こういったものも措置が国のほうで関連がございませぬので、令和4年度に限っては、これの減収分について、それを充てなさいというようなことが、制度の趣旨かというふうに思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。了解です。
○笹原議長	他に質疑はありませんか。
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	はい、10番。今質問がございました固定資産税は、そもそも自分たちの町で確保できる財源でございます。この前ですね農家の方からの話でございましたけれども、何年か前に建てた小さな倉庫にも課税がされたというような

	<p>話が出ておりますが、今回こうして商業用地を 2.5%減額と。その補うために、多分されたんじゃないかと思うんですが、その前に委託されておりました固定資産評価の問題もいろいろ出ておりました。この固定資産税についてですね、今説明がございましたからよく熟知いたしました。コロナ対策のため、商用用地に対しては売上げが非常に減額いたしまして大変だということで多分、それで減額されたと思いますが、補う点で農家、それから、いろんな小屋に対しての課税をされたのかそこらをちょっと聞かせてください。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>ただいまの水口議員のご質問にお答えします。まず議員ご質問の点につきましては、昨年度の評価替えに伴う、今まで課税棟数になっていなかった部分が今回の調査によって、明らかになって課税がされたのではないかなと推測をいたしますがそういったことでよろしいでしょうか。</p>
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	<p>はい。それでよろしいんですが、これ急にこういうのがあってまた専決でこの税例が出ればですね、ちょっと町民の方々にも、また説明のあれがございまして、そういった意味で今おっしゃったとお理解はいたします。理解はいたします。今度また一般質問でもするんですがいろんなところで、税制の評価に固定資産税っちゅうのは、鹿児島県からのあれに対してされるはずで。ほんで今回、こういう条例が出たときに、2.5%、商業地において固定資産税を安くしますという理解でそしたら、それでよろしいということで、いいですか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>はい、水口議員おっしゃる通りですが、ただ今回のですね、今水口議員、おっしゃるご質問の点についてと、今回の税条例等の改正につきましては、別物でございまして、水口議員よくご存じかと思えますけれども、制度上今まで賦課されていなかった構造物、建物等に再調査をした上で、1棟調査の中で判明したので、それが課税になったということだというふうに思います。</p> <p>今回につきましては先ほど申し上げたとおりでございますので、その地方税としての重要な固定資産税という部分の役割についてはですね、議員もよくご存じかと思えますので、均衡、均等なですね、課税の対策、そして、コロナウイルス、こういった景気低迷についてはまた国からの指導に基づいて</p>

	私どももそれに従ってというか、軽減等をやっていくというのが趣旨でございますので、その点ご理解いただければと思います。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	はい、6番、染川君。
○6番 染川議員	再度確認をしますが、商業地等に関わるってなってますので、商売をされている方、商用地の指定を受けているような地域というの、個人住宅地もあると思うんですが、大体、商業用地として区域とされているところで何世帯ぐらいなのか分かりませんか。商売人だけじゃない訳でしょ、商用地には、個人も含まれているわけですから。
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	大変恐縮ではございますが、何世帯というのは具体的に今数字を持ち合わせておりませんので、会期中にですね、大体どれぐらいのエリアだということは、お示しいたしたいと思います。
○笹原議長	よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから承認第4号、専決処分した事件の承認について錦江町税条例等の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。承認第4号は承認することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について錦江町税条例等の一部を改正する条例は、承認することに決定しました。
	日程第7 議案第27号
○笹原議長	日程第7、議案第27号、令和4年度錦江町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	<p>議案第 27 号、令和 4 年度錦江町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、補正総額は 1 億 2,981 万 3 千円の増額で、累計は 64 億 4,919 万 7 千円となりました。</p> <p>主な内容につきましては、歳出は、新型コロナウイルス対策用学校備品購入費を 281 万 6 千円。住民税非課税世帯臨時特別給付金を 1,800 万円、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助金を 1,157 万 5 千円、並びに大根占小学校屋内運動場屋根改修に係る工事監理業務委託費及び改修工事費を 4 千飛び 72 万 1 千円、それぞれ増額するとともに、人事異動に伴います職員人件費の費目間の調整を行うものでございます。</p> <p>また、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を 736 万 9 千円、大根占小学校屋内運動場屋根改修工事に充当する学校施設環境改善交付金を 1,296 万 1 千円、並びに町債を 4,770 万円、それぞれ増額するとともに、不足する財源を財政調整基金から繰り入れるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。第 1 表歳入歳出予算補正の歳入 14 款国庫支出金から 21 款町債までと、歳出 1 款議会費から 10 款教育費まで、及び第 2 表地方債補正を一括して質疑を行います。質疑ありませんか。
○8 番 川越議員	はい。
○笹原議長	8 番、川越君。
○8 番 川越議員	11 ページの新型コロナ対策費ですが、17 備品購入費の中の 280 万はコロナ対策で、学校用の備品というふうに記載がされております。この内容について伺うとともに、当初で顔認証型の体温測定器を 13 台予算の要求があったかと思っておりますが、これについての実行がなされたのかどうか併せてお聞きをいたします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	基本的にはですね自動検温器等各 8 校に伴う設備ではございます。空気清浄機であったり、抗菌カーテン等が含まれているということでございますけれども詳細は、教育課長に答弁させます。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。
○菖蒲 教育課長	川越議員のご質問にお答えします。まず、コロナ対策用学校備品ですが、非接触型検温器、それから特別教室用の加湿空気清浄機、それから大型冷風

	<p>機、あと広いところで子どもたちが散って放送したりするときのワイヤレスアンプなどを学校の要望に応じて購入する計画であります。</p> <p>それから、当初予算でありました、非接触型顔認証の検温器ですが、現在見積り依頼中でありまして、近日中に業者を決定して納入していただく予定となっております。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	顔認証型の体温計はですよ、全般的にはその品物が不足してるというようなことではないですか。
○菖蒲 教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲 教育課長	現在見積りを3社に依頼中ですが、そういう物が今すぐ入らないとかという状況は報告を受けておりません。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	コロナに関しては特に学校は部活あるいは給食といったときの感染、それからマスクの付け忘れ、あるいは、いろんなことが子どもたちにはあるわけですが、特に、部活についても室内の部活については最善のやっぱり注意もすべきですし、こういった機器等についても早めに設置ができるように要望いたします。以上でございます。
○笹原議長	ほかに。
○10番 水 口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水 口議員	<p>10番。マイナンバーカードの60万は、タクシーの回数で出すというような説明がございました。200回ぐらいと。私が聞きたいのは、我々もマイナンバーを取ったわけですが、今2万円のポイントというようなことが出ておりますが、本町のその取扱いについてちょっと分かってたら教えていただきたい。</p> <p>それから、私どもがとった時点でもうポイントが付くのか、それからまた今からそれをマイナンバーカードを奨励するために、取る方においては、ポイントをつけますよというのかそこをちょっと教えてください。</p>
○新田町長	はい。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、マイナポイントにつきましては以前先行で5千ポイント取得した方には付けるということでございましたけども、今水口議員の追加の部分につきましては、住民生活課長に答弁させます。
○川路住民生活課長	はい。
○笹原議長	住民生活課長。
○川路住民生活課長	水口議員の質問にお答えします。以前、マイナンバーカードを作ったときに、5千円分のポイントを付ける、それもあくまでも個人の申請でございまして、作ったからといって自然的に、必然的に付くものではございません。作った時点でマイナポイントも一緒に申請するという形になっております。今回保険証等、口座の登録をしたときにも、登録をした時点で、マイナポイントの申請もしてもらおうということになっておりますので、それについては、6月の末、25日ぐらいからの申請だったと思います。開始は30日でございまして、申請はそのときに行うというふうになっております。以上です。
○10番水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番水口議員	病院でもマイナンバーカードは保険証みたいな形ですということ、当町における病院でもやりましたけれども、そんなときに意識がなかったんですよ、ポイントの今おっしゃる自分でやればポイントが貰えるんだというそれを、我々はそうですね、町民の年齢高年齢の方々は、やはり自動的にそういったのがマイナンバーの関係でポイントがもらえるんだしたら、大変、楽しんでいかれるんですがそういうのを申し込む方法とかそれを病院にするのか、役場でするのか。結局2万円という大きな対価があればですね皆さん、そこらをもうちょっと錦江町は奨励したほうがいいんじゃないかと思うんですがどうでしょうか、町長。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	マイナポイント等につきましては、あくまでも国の制度でございまして、その手続等についてですね、どういうふうに錦江町独自で簡素化できるかというのは、現段階で非常に難しいかなと思っております。ただ、水口議員のおっしゃりたい趣旨の部分については、マイナンバーをいかに住民生活の中に利便性を向上するように活用できるのかと。そして、それがマイナンバーカードの効果というのがどういうふうに住民生活に便利になるのかというところをもう少し打ち出していかないといけないんじ

	<p>やないかというようなことかと思えます。現在私ども、今回補正でも組ませていただきましたけれども、早ければ8月の下旬ぐらいからですね、乗り合いタクシーの実証実験を始めようとしております。乗り合いタクシーの実証実験については今回は、マイナンバーカードを使って乗車、降車そして、助成が500円つきますので、その部分の手續等の簡素化をしていきたいというふうに思っているところです。</p> <p>したがって今後もですね、水口議員おっしゃるようにマイナンバーカードの普及がなぜ進まないのかということを考えつつ、自治体としてどういう工夫をすることによって、マイナンバーカードが住民の生活を向上させるのかといったところをずっと探求をしていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	はい、10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>今、全国的にこの話が出ております。今町長からの説明もございますが、それを実証実験して使うんだと。今からですね、このカード1枚でいろんな、運転免許証もこれに導入するような話も出ている中でですね、やはりこれに乗り遅れないような感じのことをしてもらわんとですね、マイナンバーカードと言ってもこれを落としたりとかしたら情報はもう大変なことだというような方もいらっしゃいます。ですから、いろいろあると思うんですが、できることならですね今何%ぐらい進捗率が錦江町はいつてますか。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	錦江町の取得率につきましてはちょっと今手持ちにですね、情報を持っておりませんので、先ほど答弁と一緒に会期中にご報告させていただきますので、ご了承いただきたいと思います。
○落司住民税務課長	はい。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。住民税務課長。
○落司住民税務課長	<p>現在、数は今町長が答弁したとおり、はっきりとした数字は押さえておりませんが数字としてですね、交付数と取得数がございます。交付数というのはもう、錦江町で申請して受け取られた方、取得数というのは今現在、変な言い方ですけども生存されてる方で持ってらっしゃる方というふうに2つございますが、どちらの数字がよろしいでしょうか。</p>
○10番 水口議員	どっちでもと言うか、今大体何%くらい今錦江町の方が持っているのかおっしゃってほしいので。

○落司住民 税務課長	はい。
○笹原議長	はい税務課長。
○落司住民 税務課長	はい、分かりました。
○笹原議長	ほかに質疑ありませんか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	8ページでですね、農業水産業費県補助金で鳥獣被害対策実践事業補助金というのが来てるわけですが、これは捕獲隊のほうに入る金額ですかね。捕獲隊のほうも減額が同数ぐらいとなってるからそれかなと思うところなんです。それとですね、18ページの水資源保全の旅費が75万円出てまして、それからその下の植林誘導検討事業つちゅうことで、これも60万旅費が、内容的にはですねどんなことをされて、旅費ですので、どういう使われ方ちゅうか、どっかに研修に行くのかその辺を聞きたいと思います。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	すいません、後段のほうのご質問ですが、18ページでしょうか。
○5番 浪瀬議員	農林水産業費、林業振興費。
○新田町長	はい、17ページの林業振興費の普通旅費の135万のところでしたでしょうか。
○5番 浪瀬議員	はい。
○新田町長	はい。それでは詳細につきましては先ほどの有害鳥獣の実践事業補助金等も含めまして、産業振興課長に答弁させます。
○池之上産 業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産 業振興課長	まず、鳥獣被害の実践事業補助金につきましては、当初75万円ほどを一般財源として計上しておりましたが、その後県の補助金が入ることが確定しましたので、今回歳出のほうは、その組替えということで新たに収入を設けたところでございます。主な用途につきましては、議員ご質問のとおり、捕獲隊への報酬は主な支出となっております。 次に林業振興費の旅費についてですが、現在、水資源保護の規制、条例等

	<p>の検討を行っております。県外のほうに既にですね、先進の自治体があることから、そこにちょっと研修に行きまして、比較材料といいますか、いろいろな資料、見聞を広めたいということの意味の旅費でございます。また普通旅費の中には、植林誘導の制度についても、こちらについても森林施策全般について県外の事例を研修したいということで計上いたしております。</p> <p>以上です。</p>
○5番 浪瀬議員	はい。
○笹原議長	5番、浪瀬君。
○5番 浪瀬議員	<p>鳥獣被害の実施隊につきましてはですね当初予算で、370万ほど組んであったんですが、いつもちょっと見せてもらえば月4万円台を払ってたんじゃないかなあと、記憶ですけど。それに交通費じゃなくて、車の使用料ガソリン代を含めて、支払いをしてるわけですけども、もう過去のことは言いませんけど、4月1日から現在までですけどもたくさん取ってくださってる方はイノシシだけでも、30何頭、ほんで少ない人は2頭とかですね、1頭も上がってきてない人もいるわけですので、やっぱ県からも補助金をもらったりしておりますので、できるだけですね、農家のためにも我々の為にも1頭でも多く取っていただけるようにですね、やっぱそういう、大切なお金を払っておりますので、できるだけ頑張ってくださいように何か会合等がありましたら鳥獣対策の方にまたお願いしてください。</p>
○笹原議長	ほかに質疑はございませんか。9番、小吉君。
○9番 小吉議員	はい。
○9番 小吉議員	<p>私はですね農業振興費の中で伺いたいと思いますけれども、ここに、葉たばこの作付転換の円滑化緊急対策事業補助金として1,100万程度組んであるわけでございます。検討会とか、土づくりとかございますけれども、その中で農業用の機械等のリース支援事業とあります。1,040万程度。これはどういう機械にリースの事業を行うのか、農業機械であれば全部それでいいのか、対象者は葉たばこ生産をやっておられた方に対象にするのかそこら辺をお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それとですね、林道費の後期基幹林道、大根占吾平線、ここは場所はどこら辺、ある程度予測はつきますけれども、教えていただきたいと思います。</p> <p>それと体育施設費のですね、委託料の中でクスノキの撤去作業の委託料ということで、45万程度組んでございます。これは、伐採なのか移植なのか、何本程度なのかそこら辺のどこを教えていただきたいと思います。</p>
○新田町長	はい。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず葉たばこのリース、それから林道の場所等につきましては産業振興課長から、そして体育施設等の伐採等につきましては、教育課長から答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	<p>葉たばこ作物転換円滑化緊急対策事業につきましては、葉たばこの廃作農家が対象でございます。葉たばこ廃作された方々で、葉たばこ転換円滑化協議会を設立していただきまして、各種事業に助成するものでございます。</p> <p>予算書にもありますとおり国からの歳入をそのまま同額を補助するところでございます。</p> <p>ご質問にありました機械につきましては、今申し上げた方々がそれぞれゴボウ組合、かんしょ生産組合、飼料生産組合を組織されまして、そちらのほうで導入するゴボウでありましたらハーベスターなど、かんしょでありましたら、ハーベスタ、マルチ張等の機材、飼料生産組合は刈取り機モアですね、それらの機械をリースする費用に助成する予定にしております。</p> <p>次に林道費でございますが、広域林道につきましては林道沿いの畦畔の部分に現在、木材を使って土留めがしてございますが、老朽化と申しますか朽腐してきまして、草刈り等の管理が非常に大変になってきております。それらの箇所を年次的にコンクリート舗装していきまして、通行の利便を確保しようというものでございます。</p> <p>箇所等につきましては鹿屋との町境まで対象になる、延長が6キロ程度ございますが、年次的にそこを進めてまいりたいと考えておまして今年度は、私どもが緊急性が高いと判断したところ約600mほど施工する予定としております。以上です。</p>
○菖蒲教育課長	はい。
○笹原議長	教育課長。
○菖蒲教育課長	<p>はい。総合運動公園のクスノキ撤去作業についてご質問にお答えします。</p> <p>総合運動公園のクスノキが生い茂っておりまして、周囲の茶園にですね落ち葉が落ちて茶摘みに支障をきたしているところがありました。現在までは異物混入にならないように、またクスノキの葉の臭いが強いということ、においがつく商品に問題があるということで、茶農家の方々は手作業ですね、これまでは、落ち葉を拾っておられました。農家の方々も高齢化、それから労力が不足するという事などからですね、このクスノキの対応につい</p>

	て相談がありまして、町のほうで検討した結果、支障となるクスノキの撤去を今回委託料として計上させていただいたところです。運動公園の入り口と野球場のライト側、センター側、合計 11 本を予定しております。以上です。
○9 番 小吉議員	はい。
○笹原議長	はい。9 番、小吉君。
○9 番 小吉議員	まずはリース事業ですけれども、これはゴボウ、かんしょ、飼料作物、それぞれチームを含まれるというようなことでお聞きしたわけですが、ちなみにゴボウ部会、かんしょ部会、飼料部会そういう方で何名程度割合がおられるのかですね。これがもちろんこの予算は消化できると思いますけれどもそこら辺の見通しですね。それと広域林道の件、大体 6 キロ程度あるというような感じでしたけど 600m でこうですけれども、あと残り 5 キロ、400 ばかりあるという認識でいいのかですね。それとこの 11 本のクスノキというのは全部切断でいいわけですか。そこのところをお願いします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。先ほどと同じように 1 番、2 番につきましては産業振興課長に、クスノキについては、教育課長に答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	はい。それぞれの部会の構成人数ということですのでゴボウ組合を 2 名、はい。かんしょ生産組合は 4 名、飼料生産組合について 3 名でございます。ゴボウ組合 2 名でございますが、このゴボウ組合につきましては、対策農家と機械の対象にはなっておりませんが廃作農家に当たらない方々も 2 名所属されておりまして、組合の構成としては 4 名であります。先ほど言いました廃作の協議会の会員さんとして 2 名でございます。それと広域林道でございますが、私が先ほど対象延長と申し上げましたが、対象延長はそのとおりでございます。ただし、箇所によっては必要のない部分が 10m ぐらいあったりとかいうところもございますので、実測での対象箇所は若干まだ減るかと考えております。以上です。
○菖蒲教育課長	はい。
○笹原議長	はい、教育課長。
○菖蒲教育課長	はい、クスノキの撤去についてはですね、木も大きくなりまして移植等は難しいということで、根本から切断を計画しております。以上です。

○笹原議長	はい、ほかに質疑ございませんか。
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	17ページの林業振興費の関係でお聞きしたいんですが、先ほど水資源保全検討事業のほうで、今後条例制定に向けての調査を進めていくということだったんですけども、当初の予算におきまして水資源保全確保事業として、上之宇都の水源地の山林購入を450万されてると思うんですがそういった場合に、そこを急がないといけなかった理由といたしますか、条例制定をされる前にそういった山林購入をされた理由と今後、またそういった水資源をですね確保するためにそういった山林購入等が条例を制定する前に出てくるのかどうかそこらをお願いいたします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい。落司議員のご質問にお答えします。まず上之宇都につきましてはですね、当然水資源区域に予想されるものではございましたけれども、まずは、水資源をしっかりと確保する、大根占地区神川地区の重要な水源地でございましたので、それについて先行して購入してくれというようなお話をしたところでございます。</p> <p>ただし、議員ご指摘のように、今後水道水資源保護条例なるものをつくりましたときに、その対象地域を全て購入するかとか、そういうことにはなり得ません。適正な伐採、そして伐採に対する届出、そういったところをある程度規制をかけていければなというような思いでございますので、今から網をかけようとするところについて、購入前提というようなことはないというふうに思っております。</p> <p>ただし、今後のことではございますが、やはり今後の山林資源のしっかりとした確保、適正な伐採、そして次世代への引継ぎ等を考えますときに、先行してはやりますが、私どもの町だけで植林まで含めた形での本来の森林資源、水資源確保というのは、困難かという部分も出てきますので、そこらあたりは、鹿児島県とも相談しながらですね、より効果的な政策ができるように考えていきたいと思っております。</p> <p>ただし、当面は町内の水道水資源をどういうふうに確保していくかっていうところを先行してやっていきたいというふうに思っております。以上です。</p>
○12番 落司議員	はい。

○笹原議長	12 番、落司君。
○12 番 落司議員	県への働きかけもしていただけるということでほかの県におきましてはもう県でそういった条例を制定されているところもありますので、そういったところを参考にさせていただいて町のほうからですね呼びかけていただくということもいただきたいと思います。以上です。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい、落司議員おっしゃるとおりですね、広域で網をかけること。ある程度ルール化することが1番大事だというふうに私どもも思っております。現場で小さな町だけでですね対応できることではございませんので、ご指摘のありましたように、そちらのほうも広域的なものも探求しながら、町として対応をとってまいりたいというふうに考えております。以上です。
○笹原議長	はい、ほかに。
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	はい、6 番。保健衛生費の補正の中で備品購入費で 16 万 5 千円猫捕獲器が 2 台、補正予算が組んであるんですけども、これがどういう捕獲器なのかというのとそれから、生活環境被害といいますか、非常に自治会内で野良猫が多い、不妊去勢手術助成でオスメス 50 頭ずつ補正が組まれているんですけども、自治会内でももう 10 数匹という、野良猫がいるんですけども、野良猫を捕獲器で捕獲した場合に不妊去勢手術まで毎日持っていくのか集まった数をどういうふうにして、誰が持っていくのか、自治会で持っていくのか、個人、団体というふうにここに示してあるんですけども、それと、野良猫か家猫かの飼い猫かの判断をどういうふうにするかそこら辺も含めて、説明をお願いします。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	はい。これにつきましては、私どものほうでもこれまで町のほうに、野良猫、猫の害ということで様々な苦情がまいております。そういった苦情の中でですね、やはり飼い猫からしっかりと、まずは不妊去勢手術をご協力いただける方々は、動物愛護法の趣旨に基づいてですね、拡散をさせないというようなことも必要であろうというようなことで要綱を作成いたしまして、今回事業を実施することです。染川議員おっしゃるように、野良猫か飼い猫かそういったところの判断も含めて、現段階での私どもが想定しておりますことにつきまして、健康保険

	課長から詳細を説明させます。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	はい、健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	<p>それでは、染川議員の質問にお答えさせていただきます。</p> <p>今回制定いたしました錦江町猫の不妊去勢手術補助金交付要綱につきましては、今町長のほうからもありましたとおり、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人と動物の共生する社会の実現を図るため、飼い猫及び飼い主のいない猫、野良猫という取扱い等にもなるかと思いますが、の無秩序な繁殖を抑制し、周囲に対する危害及び迷惑を防止するため猫の不妊及び去勢手術に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。</p> <p>補助対象経費については、猫の不妊去勢手術及び当該手術に付随する入院経費等としております。補助率については、経費の 90%を助成して、補助金の上限額として1頭当たり、オス猫8千円、メス猫1万6千円というところで5年間の期限を設けて運用を図る考えでございます。</p> <p>補助金申請ができる方は、個人、もしくは錦江町内に住所を有する団体、事業者が町内または事務所を持たない団体にあつては代表者の方が住所を錦江町に有しておれば、補助金申請ができるということにしております。</p> <p>先ほど出ました、捕獲器についてはですね、対象猫の不妊去勢にかかる、申請をしていただきまして、町のほうから決定が出た段階でその猫を動物病院のほうに持ち込んでいただいて手術を受けさせるということになります。</p> <p>猫の捕獲について、なかなか捕まえられるものではございませんので、町としてもその対象とした猫についてですね捕獲機を本庁、支所1台ずつ購入いたしまして、申請者に対して貸出しをしたいというふうに考えております。物についてはですね有害鳥獣でタヌキとかを捕獲する場合のこれぐらいの金網の罠があるんですけれども、それで対処したいというふうに考えております。</p> <p>それからですね野良猫か飼い猫かの区分をどうするのかっていうことでございますけれども、やはり地域の方と情報交換、情報を共有していただきまして、これは確かに野良猫である、これは誰々さんちの飼い猫であるというところ。そして、野良猫である場合はですね、地域の方で猫の確認をしていただいて自治会長さんもしくは、その周辺の事業者の方、第三者の方の承認証明をいただいて、役場のほうに補助金申請のときに同時に証明書を提出していただければ、事業対象の猫として補助の交付をしたいというふうに考えているところでございます。</p>

	<p>また手術を行った猫との区別についてはですね、手術後耳の先端のところをV字カットとしていただきますので、それらの写真を添えて、事業実績を出していただきたいというふうに考えているところでございます。</p>
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>先ほど町長の答弁の中で、まず家猫、飼い猫というものもあったんですけども、飼い猫はそれぞれはされてると思うんですがそれを初めに野良猫ということでしょうけれども、先ほど同質問したその野良猫が、十数匹もいる場合に1頭1頭捕獲して、その都度その動物病院に持って行って不妊去勢手術をするのか、それともまとめてするのか。</p> <p>それと、オスメス50頭となっておりますけれども、補正がですね、50頭に満った場合には、また補正をそれ以上あった場合に補正を組むのかどうか、そこらも含めて2つほどお願いします。</p>
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	<p>ただいまのご質問に対してお答えさせていただきます。動物病院のほうもですね、まとめて2頭も3頭もというのは非常に難しゅうございますので、捕獲して申請する場合は1頭ずつ手術をすることになろうかと思えます。</p> <p>猫を数名の方で捕獲して、まとめて2頭とか、持ち込む場合もあろうかと思うんですけども、その場合はですね町内に1か所しか今のところございません。動物園がですね。そこについては、動物病院のほうとしっかり情報共有していただいて、1頭なのか2頭持ち込んでいいのか、やはり手術をしますとそれなりに麻酔をしたりとか、経過措置を見なければいけないので、そういったところについては1度に10何匹も捕獲っていうのは非常に野良猫ですので、捕獲も非常に難しいというふうに思いますので、まずは1頭もしくは2頭あたりからの対応になろうかというふうには考えているところです。</p> <p>定数に満った場合の補助額の増減はどうかというところでもありますけれども、そこについては事業の経過を見守りながら、また財務、町長あたりとも協議しながら対応していければというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
○笹原議長	いいですか。ほかに。
○1番 久保議員	はい。

○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>16 ページの農林水産事業費で 2 点ご質問です。まず農業総務費の人・農地化プラン実質化事業でございますが、耕作者、地権者の意向を地図化することでマッチングのそういう一環かと思うんですが、これを全町でなされるのかそれともあの地域を何かどっか特定してされるのかということをお伺いしたいと思います。</p> <p>2 点目が、農業振興費の永年作物抜根助成事業で反当 10a 当たり 6 万円ということですが、全体で 59 万円ということで 1h a 程度なのかっていうところで今後ちょっとそういった対象も広げる予定なのかっていうことについてお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	産業振興課長に答弁させます。
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	はい、産業振興課長。
○池之上産業振興課長	<p>はい、まず人・農地プランですが人・農地プランについては既に作成した箇所は町内に 17 か所ございます。国のほうから、現状に合った実質化を行ってということで指示が来ておりまして、既に 4 地区については実質化が出来たということに一応なっております。残り 13 地区についての実質化を急がないといけないために、それらの経費を計上させていただいたところでございます。</p> <p>次に永年作物の抜根事業につきましては議員がおっしゃったとおり、反当 6 万円の単価となっております。今回、2 名の所有者の方から、99a についての申請したいという旨がございましたので計上させていただいた部分でございます。</p> <p>最後にこれらを広げるかっていうことでございましたが制度の周知は、これまでもしてきておりますので、今申し上げたとおり所有者からの意向ですとか申し出があった都度、予算を計上してまいりたいと考えております。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番、久保君。
○1 番 久保議員	農地プランに関して残り 13 地区というところで承知はいたしました、これによってその具体的な形態というか何て言いますか。そういった、ちゃんとマッチングがなされて具体的にそういう成果、今後期待、あるいは実績等あればちょっとあわせて教えていただきたいというのと、永年作物ですが

	これ茶が今、恐らくメインかと思うんですが例えばほかの枝物とかも対象になるのかということに関してあわせてお伺いしたいと思います。
○産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	<p>人・農地プランの実質化につきましては、作成当時とは状況が変わっているので、地域で現状を共有してもう1回練り直せっていうのが趣旨でございます。</p> <p>久保議員もご承知のとおり、担い手が非常に不足している状況から、この活動やったから町もできるっていうことは、ないと思っております。しかしながら、その厳しさを担い手の皆さんですとか所有者の皆さん、地域の皆さんで共有することに1番の意義があるかと思っておりますので、担い手不足の解消等は、また、別に考えなければなりません、まずは実質化に取り組むという国の指示に従って進めてまいりたいと思っております。</p> <p>永年作物についてはご質問のとおり、お茶を想定しております。以上です。</p>
○1番久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番久保議員	<p>実質化プランに関して、是非ですねちょっと担い手の発掘といいますかそういう育成に関してもぜひ進めさせていただきたいと思えます。</p> <p>永年作物に関して茶のみということでしたが、今後仮に例えばですけどほかの枝物のシキミ等、サカキ等そういったものもあるかと思うんですが、そういったものに関しては今のところは想定はされていないというところでしょうか。</p>
○池之上産業振興課長	はい。
○笹原議長	産業振興課長。
○池之上産業振興課長	はい。おっしゃる通りでございます。今おっしゃったシキミ等は林業ということで農業とはちょっと区別しておりますので、お茶の場合ですね、農地に返す農作物の耕作に復旧させるという意味で作ったものでございますので、ご理解いただきたいと思います。
○笹原議長	ほかにございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)

○笹原議長	これで討論を終わります。これから、議案第 27 号、令和 4 年度錦江町一般会計補正予算（第 1 号）についてを採決します。お諮りします。議案第 27 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号、令和 4 年度錦江町一般会計補正予算（第 1 号）については、原案のとおり可決されました。
	日程第 8 議案第 28 号
○笹原議長	日程第 8、議案第 28 号錦江町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○新田町長	議案第 28 号錦江町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行され、それに伴い、錦江町税条例の一部に条項ずれが生じたため、本条例案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	（新田町長 降壇）
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから、議案第 28 号錦江町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第 28 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号錦江町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第 9 議案第 29 号
○笹原議長	日程第 9、議案第 29 号錦江町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	（新田町長 登壇）
○笹原議長	議案第 29 号錦江町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。 同議案につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い狂犬病予防法における手数料を整備したいため、本条例

	案を提案するものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	この条例については、動物の愛護及び管理に関する法律、第39条の7第2項を加えるということでマイクロチップを埋め込むというようなことだというふうに理解をしておりますが、これと手数料と何の関係があるんですか。
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	川越議員のご質問にお答えします。まず手数料を徴収する場合に、地方自治体の条例で定めなければならないというところがございます。これまでも、マイクロチップ等に、狂犬病に関することについても、コロナ禍で根拠の法律をお示しして、これについては手数料が徴収出来ますよというようなことでしておりましたので、今回、そういった形で新たに狂犬病に関するものとして、今回の事業が追加されましたので、根拠としての条例の中に謳っていきたいということが本意でございます。 補足する部分につきましては、健康保険課長に答弁させます。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	川越議員の質問にお答えさせていただきます。今、町長のほうから概略、ご説明いただいたところでございますが、現在、新たに犬の登録を行う場合には、狂犬病予防法に基づきまして役場の担当窓口において登録申請をしていただいているところでございます。 今回、国の動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されまして、本年6月1日から犬猫を取り合う事業者全般、犬猫の販売業者、ブリーダー、ペットショップや猫カフェ等の展示業を行う方、こういった方々については、マイクロチップを装着し、情報登録が義務化されます。 マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた場合、購入した場合、変更登録の義務化も適用されてまいります。それに伴いまして、狂犬病予防法の特例措置によりまして、市町村等は、国の指定機関から登録された所有者情報等の通知を受け取りまして、所有者の方が役場に来庁しなくても、その情報機関から提供される情報によって、犬の登録を行うということができるようになります。

	その事務の処理を行うためには今回提案させていただきました、手数料条例を改正するなどの事務対応が必要なことから、今回手数料条例の一部の改正について、上程をさせていただいたところでございます。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	はい、8番、川越君。
○8番 川越議員	はい。申請の段階で非常に面倒しないということで、直行政に来るということなんですけれども、これは6月1日から義務化ということですよ。義務化ですよ。そうすると犬を飼っている人も全部、チップを埋め組まなきゃいけないわけだということになりますよね。
○猪鹿倉健康保険課長	はい。
○笹原議長	はい、健康保険課長。
○猪鹿倉健康保険課長	今の義務化されたのは犬猫の販売業の方、または、それを用いてする展示業の方でございます。一般の個人についての今現在ですね飼育をされている方、そういった方については今のところ努力義務ですので、これが制度化されたから、マイクロチップをペットショップであるとか、そういったところに行って埋め込んで登録しなければいけないというところではございません。以上です。
○8番 川越議員	了解です。ありがとうございます。
○笹原議長	ほかに質疑ございませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから議案第29号錦江町手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りします。議案第29号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって、議案第29号錦江町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。
	日程第10 議案第30号
○笹原議長	日程第10、議案第30号、南大隅衛生管理組合理約の一部変更についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。新田町長。
	(新田町長 登壇)

○新田町長	議案第 30 号、南大隅衛生管理組合規約の一部改正につきまして、提案理由をご説明申し上げます。同議案につきましては、管理者の選任方法等の変更に伴い、同組合規約の一部を改正したいため、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。
	(新田町長 降壇)
○笹原議長	これから質疑を行います。質疑ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	討論なしと認めます。これから、議案第 30 号、南大隅衛生管理組合規約の一部変更についてを採決します。お諮りします。議案第 30 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(「なし」と呼ぶ者あり)
○笹原議長	異議なしと認めます。したがって議案第 30 号、南大隅衛生管理組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。 次の本会議は、12 日曜日、一般質問の予定でありますので、申し添えておきます。
	散会 11:18